

議第153号

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例

第1条 京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中「26,000,000」を「27,000,000」に改める。

第2条 京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表中

民生児童委員連盟 奨学基金		7,500,000 ^円
山下奨学基金		27,000,000

を

山下奨学基金		27,000,000 ^円
--------	--	-------------------------

に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

提案理由

寄付受納に伴い現金を山下奨学基金に積み立てるとともに、民生児童委員連盟奨学基金を処分する必要があるので提案する。